



2024年11月5日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ イ ト オ ン  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 原 祐 介  
(コード番号7445 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 大 友 博 雄  
(TEL : 029-858-0321)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年11月29日開催予定の当社第45回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 株式会社W&D インベストメントデザインによる当社を子会社化することを目的とした当社の普通株式に対する公開買付け及び有限会社藤原興産を割当予定先とした第三者割当増資の方法による当社株式の発行が完了した後の事業内容の更なる多様化と新規事業への進出に備えるべく、現行定款第2条に新たな事業目的を追加するとともに、これに伴う項番号の変更を行うものであります（当該公開買付け及び当該第三者割当増資の詳細については、当社が2024年10月8日付で公表した「株式会社W&D インベストメントデザインによる、当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明、有限会社藤原興産を割当予定先とする第三者割当による新株式発行、並びに主要株主である筆頭株主及び支配株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。）。
- (2) 業務の一層の効率化を図るため、現行定款第3条に定める本店所在地を「茨城県つくば市」から「東京都台東区」に変更するものであります。
- (3) 2024年11月29日開催予定の当社第45回定時株主総会において補欠取締役2名を選任することに伴い、現行第19条に補欠取締役の任期に関する規定を追加するものであります（当該補欠取締役の選任の詳細については、当社が2024年10月8日付で公表した「役員人事及び委任型執行役員制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）。
- (4) 経営の監督機能と業務執行機能を分離するとともに、意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図るべく、2024年10月8日開催の取締役会において、従来の雇用型執行役員制度に替えて、新たに委任型執行役員制度を導入することを決議いたしました。これに伴い現行定款について所要の変更を行うものであります（当該委任型執行役員制度の導入の詳細については、当社が2024年10月8日付で公表した「役員人事及び委任型執行役員制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。なお、上記（3）及び（4）に係る定款変更は、当社第45回定時株主総会において、第4号議案「補欠取締役2名選任の件」及び第6号議案「補欠監査役2名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日      2024年11月29日（予定）

定款変更の効力発生日                      2024年11月29日（予定）

以 上



<p>る場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。ただし、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>る場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。ただし、<u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第 23 条～第 28 条（条文省略）</p>	<p>第 22 条～第 27 条（現行どおり）</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(執行役員及び役付執行役員)</u>  第 28 条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。</u>  2. <u>取締役会は、その決議によって執行役員の中から執行役員社長、執行役員副社長、専務執行役員、常務執行役員各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u>  第 3 条の変更は、2025 年 4 月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後これを削除する。</p>